

平成 23 年第 1 回多賀城市議会定例会会議録（第 6 号）

平成 23 年 3 月 10 日（木曜日）

◎出席議員（22 名）

議長 石橋 源一

1 番 柳原 清 議員

2 番 佐藤 恵子 議員

3 番 深谷 晃祐 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

7 番 森 長一郎 議員

8 番 雨森 修一 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

11 番 戸津川 晴美 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

14 番 相澤 耀司 議員

15 番 松村 敬子 議員

16 番 根本 朝栄 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

19 番 阿部 五一 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 永澤 雄一

保健福祉部長 内海 啓二

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 昇市

総務部理事(兼)総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 伊藤 一雄

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 伊藤 博

建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 木村 修

道路公園課長 鈴木 弘章

会計管理者(兼)会計課長 本郷 義博

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)工務課長 櫻井 友巳

市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 吉田 真美

主幹 櫻井 道子

---

午前 10 時 00 分 開議

○議長(石橋源一)

皆さん、おはようございます。

平成 23 年第 1 回定例会も本日最終日を迎えました。大変真冬のような寒い朝を迎えましたけれども、御案内のようにすばらしい太陽のもとでこれから定例会本会議を開催をいたします。種々の思いが心する議会と相なりますので、慎重なる御審議を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 6 号のとおりであります。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（石橋源一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において雨森修一議員及び板橋恵一議員を指名いたします。

---

日程第 2 議案第 16 号 平成 23 年度多賀城市一般会計予算

日程第 3 議案第 17 号 平成 23 年度多賀城市国民健康保険特別会計予算

日程第 4 議案第 18 号 平成 23 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 5 議案第 19 号 平成 23 年度多賀城市介護保険特別会計予算

日程第 6 議案第 20 号 平成 23 年度多賀城市下水道事業特別会計予算

日程第 7 議案第 21 号 平成 23 年度多賀城市水道事業会計予算

○議長（石橋源一）

この際、日程第 2、議案第 16 号 平成 23 年度多賀城市一般会計予算から日程第 7、議案第 21 号 平成 23 年度多賀城市水道事業会計予算までの平成 23 年度多賀城市各会計予算を一括議題といたします。

本件については、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

10 番藤原益栄議員。

（予算特別委員会委員長 藤原益栄議員登壇）

○予算特別委員会委員長（藤原益栄）

予算特別委員会審査報告を行います。

議案第 16 号 平成 23 年度多賀城市一般会計予算

議案第 17 号 平成 23 年度多賀城市国民健康保険特別会計予算

議案第 18 号 平成 23 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 19 号 平成 23 年度多賀城市介護保険特別会計予算

議案第 20 号 平成 23 年度多賀城市下水道事業特別会計予算

議案第 21 号 平成 23 年度多賀城市水道事業会計予算

本委員会に付託されました上記議案につきましては、2月28日、3月4日、7日、8日、9日の5日間にわたり委員会を開き、各議案ごとに審査をした結果、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、多賀城市議会会議規則第 65 条の規定により報告をいたします。

○議長（石橋源一）

これをもって委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石橋源一)

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長(石橋源一)

これより討論に入ります。

まず、本案6件に対する反対討論の発言を許します。2番佐藤恵子議員。

○2番(佐藤恵子議員)

平成23年度予算への討論、日本共産党市議団を代表いたしまして、議案第16号 平成23年度多賀城市一般会計予算から議案第21号 平成23年度多賀城市水道事業会計予算までの6議案に対しまして一括して討論を行います。

1. どのような中で予算編成が行われたか。

初めに、どのような中で予算編成だったのが若干触れさせていただきます。

一昨年夏の総選挙で、民主党は国民の暮らし第一のスローガンを掲げて選挙を行いまして、民主党政権が誕生いたしました。ところが、その後、沖縄普天間基地の問題でも大企業、大金持ち減税、消費税増税の問題でも自民政権時代の立場とほとんど同じ立場をとるに至り、国民から厳しい批判を浴びております。こうした国政での不安定な状況が本予算にも色濃く反省しております。

また、民主党政権も平成22年度予算で大型補正を組みまして、本市でもそれを受け補正予算を組みました。そのほとんどが平成23年度への繰り越しとなる予定でありまして、事実上平成22年度補正予算は平成23年度予算と一体となっております。そうした時点で以下討論をさせていただきます。

2. 盛り込まれた住民の願い。

まず、国の制度も積極的に活用しながら市民の声、願いがかなり盛り込まれました。第1に、子育て支援の分野です。本市の保育所待機児童は170人に達しておりまして、その解消は急務となっております。本年4月から仮称下馬みどり保育園の開設と大代保育所の増設により80人の定員増となりますが、新たに西部地区に1施設を新設する予算が計上されました。また、浮島保育所に続き、大代保育所でも一時保育を実施し、みどり保育園では病後児保育も実施することになりました。超過密状態にありました多賀城小学校の学童保育も分級されることになり、子宮頸がんワクチン接種へも助成を行うことになりました。

第2に、学校耐震化関係では、平成22年度補正予算の事業として、山王小学校と第二中学校の体育館の耐震補強工事、天真、山王、城南、八幡の4小学校と4中学校のガラスの耐震化、防犯カメラ等の設置が実施され、これらが終了すると、全校での耐震防犯工事が完了することになります。また、八幡小学校と第二中学校のプールの改修にも着手し、大代公民館の改修等も行われます。

第3に、土木分野でも新たな進展が見られました。道路整備では、高橋跨線橋の耐震化への着手、都市計画道路新田南錦町線、同南宮北福室線の延伸の予算が計上され、高橋雨水幹線にも着手することとなりました。

第4に、農業、商業、中小業者支援でも住宅リフォームへの助成、本市農家生産米の学校給食への提供、月の市への支援等、さまざまな事業を意欲的に展開しようとしております。

第5に、魅力のまちづくりという点でも、平成22年度の補正で、中央公園の予算がこれまでの4倍の2億円になり、グラウンドを一気に整備すると同時に、いよいよ南北大路の整備に着手するための実施設計の予算も計上されました。貞山運河を含めた歴史まちづくり計画も認可が得られる予定であり、多賀城創建1300年、魅力あふれるまちづくりへの第一歩を大きく踏み出した、そういう感じがいたします。また、ことしは市制施行40周年に当たっております、さまざまな行事が企画されておりますが、ぜひこれら一つ一つが成功されますよう、私どもとして願っております。そのほか、防犯灯への補助見直しなども打ち出されており、時間の関係で一つ一つ上げられませんが、なかなか意欲的な予算であったと思います。

3.以下の事項については強く改善見直しを求めます。

しかし、もろ手を挙げて賛成というわけにはまいりません。以下の事項についてはぜひ見直しを行っていただきたいと思っております。

まず、第1に水道料金の問題であります。御存じのとおり、本市の水道料金は昨年4月より月1世帯平均150円、総額3,000万円の引き下げを行いました。それでも平成22年度は2億4,389万円の黒字見込みで、平成23年度は当初予算段階で高料金対策補助金が一円もこなくても1億5,914万円の黒字予想となっております。

私どものもっと料金は下げられるとの主張に対し、市長はさらなる設備投資が必要だとし、設備投資はすべて既に計画に盛り込み済みだという主張に対し、市長は設備投資計画の見直しが必要だと言っております。しかし、設備投資計画は昨年の12月議会で示されたばかりで、1年もたたずして見直しが必要だというのは、当局のデータは信用できないということになってしまいます。何より値上げするときはさっさと値上げをし、値下げはあれこれ理由をつけてしようとし、そういう態度は到底市民の理解を得られるものではありません。

なお、水道事業資本費平準化債では、不正確な答弁を繰り返してまいりましたが、これは料金を下げるか否かにかかわらず、使うことが合理的であることを申し添えておきます。

第2は、乳幼児医療費助成のさらなる引き上げにちゅうちょしていることです。厳しい財政状況であることは重々承知しております。しかし、この助成はいわば子育て支援の象徴的事業となっております、一般質問の中でも紹介しましたが、利府町も仙台市も小学校3年生まで引き上げ、また引き上げようとしてございます。これでは本市は子育て支援に熱心でない自治体ということになってしまいます。段階的に引き上げていただくよう強く求めるものであります。

第3に、市長はTPPに賛成の態度をとっておりますが、これは極めて重大であります。平成23年度予算で幾つか農業振興施策を新たにとられましたけれども、TPP参加はこれらの努力を全く台なしにするものであります。市長は、柳原議員が一般質問で農水省の試算等も示し、農家1人当たりの耕地面積が100倍以上であるアメリカや1,500倍であるオーストラリアにはとても太刀打ちできず、日本農業は壊滅し食料自給率は40%から13%になり、

350万人が失業すると主張したのに対し、自由貿易体制は重要だから TPP には反対できない旨答弁いたしました。

しかし、自由貿易体制を堅持することと、TPP に参加することは次元が違う話であります。自由貿易体制にある国であっても自国民の食料は自国で生産するということが、関税で必要な品目を保護するということが世界の常識であります。そもそもなぜこの問題が急浮上したのか、TPP は 2006 年にシンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの 4 カ国で始まりましたが、その後、アメリカなど 5 カ国が参加しました。これはアメリカがアジアに農産物など、競争力の強い商品売り込もうとし、それに日本を引き込もうとして昨年急浮上したものであります。これでは米や乳製品など、最後のとりでまでアメリカに明け渡すことになります。

菊地市長はなぜ TPP 賛成という思考に陥ったのか、それは企業誘致の成果を過大に評価し、その輸出を保証しなければならないという発想が背景にあるのではないのでしょうか。しかし、県議会でも話題になったようですが、企業だけもうけても県民は豊かになりません。農業など地場産業を大事にするという立場にぜひ立っていただきたいと思っております。

第 4 に、昨年末に総務省の指定管理者制度にかかわる局長通知が出され、本年 1 月 5 日に片山大臣の会見がありました。指定管理者制度に関する自治体の誤解、行き過ぎの是正のためのものであります。市長は、藤原市議の一般質問に対し、反省するところはないと答弁いたしました。しかし、私どもは多賀城のために出されたような通知であると考えております。再度検討されるようお願いいたします。

また、特に大臣は図書館の民営化はすべきではないと述べ、教育長は重く受けとめると述べました。図書館は直営でいくとはっきり述べていただくよう強く求めるものであります。さらに、職員の体制について、ことさらに少数精鋭、人事評価を強調しております。しかし、これで職員全体が本当に高いモチベーションを持って頑張っていたのか疑問であります。大事なことは、市民のためにチームとして取り組むことであって、控え選手も高いモチベーションを維持し、チームとして戦い大きな成果を得たアジア大会での日本サッカーチームから学ぶべきものがあると考えます。

#### 4. 今後の財政運営をどう考えるか。

今議会に中期財政見通しについてという文書が提出されましたので、一言財政運営について触れさせていただきます。

第 1 に、質疑の中でも話題になりましたが、自治体の収入は国の政策に非常に大きな影響を受け、しかも、国の動向が不透明です。こういう中で、幾ら中期財政見通しをつくっても前提がはっきりしませんから、余り意味のないものになってしまいます。現実的には毎年、毎年与えられた条件の中で堅実な予算を組んでいくという対応をせざるを得ないと思っております。

第 2 に、厳しい状況は事実でありまして、基金の再編も行って対応するというのは現実的な対応と思っております。そもそもなぜこれほど多くの基金を持つに至ったのか、伊藤市長時代に余りに多くの財政調整基金を持ち、もっと積極的に事業を展開するように県から指摘を受けたことがありました。そのときに、さまざまな基金に振り分けたのでございます。私どもは反対まではしませんでしたが、財政調整基金のまま持っているべきだと主張した経緯があります。その意味で現実的な対応と思っております。その際、経常的経費には経常的収入を充てるという財政規律は崩すべきではなく、基金は臨時的経費に充てるようにすべきと考えます。

第3に、取り崩し財政はいつまでも続きませんから、本市の財政構造を本格的に分析するよう提起したいと思います。一つの例として、藤原市議が国庫支出金の一般財源化が本市の財政を窮屈にしている一つの原因ではないかという提案を行いました。全面的な検討を求めたいと思います。

第4に、4年前の緊急再生戦略構築のための取り組み指針の際には、多賀城は大変だから市民の皆さんにも痛みを分かち合ってくださいというものでありました。市民の家計はもっと厳しいのであって、4年前の立場を再びとることは絶対にすべきではありません。市民の暮らしを守り応援するという立場をあらゆる分野に貫くことを強く求めたいと思います。

5.以下の事項は国へ改善を求めていただきたいと思います。

最後になりますが、自治体だけの努力ではどうにもならないこともさまざまございます。その最たるものが国民健康保険の問題であります。国へ国庫支出金の割合を大幅にふやすよう改めて申し入れるべきであります。日本医師会は昨年12月、TPPへの参加は国民皆保険の崩壊につながりかねないとの見解を発表しています。その面からもTPP参加には反対すべきであります。私自身も一般質問も行いましたが、保育制度を変えられたら本市の努力が無くなるような大改悪であります。改悪をストップするようこれも申し入れていただきたいと思います。

藤原市議は、国庫支出金の一般財源化で、今わかるだけでも約6億円の影響があると述べています。先ほど全面的な分析と提起いたしました。その上に立ちぜひ政府に改善を申し入れるべきであります。以上を申し上げ、討論とさせていただきます。

○議長（石橋源一）

次に、本案6件に対する賛成討論の発言を許します。6番金野議員。

○6番（金野次男議員）

まずもって、平成23年度の予算委員会、当局、そして議員皆様方大変お疲れさまでございました。ただいま日本共産党市議団から反対討論の中に一部賛成の論も見受けられましたが、議案第16号平成23年度多賀城市一般会計予算から議案第21号平成23年度多賀城市水道事業会計予算までの6議案に対して、一括して民政ネットクラブ会派を代表して賛成の討論を行います。

先般、市長の2期目の当選に当たり、市政運営の基本方針を明確にし、五つの視点を掲げ、これに基づいて七つの主要な政策を展開し、一般会計199億2,000万円、特別会計全体では128億1,600万円、企業会計水道事業では23億5,895万7,000円、一般会計、特別会計並びに企業会計の全体では総額350億9,495万7,000円となり、前年度当初予算に比較しますと20億9,234万4,000円、6.3%増額となっております。

特に、一般会計では、過去最大であった平成10年度の202億円に次ぐ予算規模となり、予算規模を押し上げている大きな要因は何か。民生費においては子ども手当の増額や生活保護費などの扶助費の伸び、市立保育所建設補助、西部児童センター施設の整備、国民健康保険財政支援金繰出金、前年度に比較してこれは6億2,671万5,000円、9.4%の増となっております。また、衛生費においては、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業、前年度に比較し7,276万3,000円、これも6.6%の増です。労働費においては就職支援事業の実施、商工費においては住宅リフォームの補助、小規模事業者事業共同化推進事業、また教育費においては学習個別支援や学校図書支援事業であり、健康と子育ての充実、学校教育の充実、地域産業の活性化に重点に取り組んだ予算は評価するものでございます。

さて、予算編成にはさまざまな市民の願いや要求が計上され、職員は知恵を出し努力されたことと思ひ、平成 23 年度の予算案趣旨に基づき評価するものと改善を要する事項を述べさせていただきます。

まず最初に、評価する事項、予算委員会中にも三陸沖を震源とする震度 5 弱の地震が来襲、一瞬驚きと恐怖、地震対策としてかけがえのない子供たちの安全を守る、また学校施設は学習拠点、災害時は地域の防災拠点となる施設、山王小学校や第二中学校屋内運動場の大規模改造や小中学校安全対策事業を実施するほか、小学校 4 校、中学校 3 校の窓ガラス飛散防止等を取り組んだ耐震補強工事 5 億 4,270 万 7,000 円、事業工事完了によりすべての保育所や学校関係施設の耐震補強が完了します。県内白石市、岩沼市、登米市に続く 4 番目の 100%になりました。これは高く評価いたします。

次に、中心市街地の整備ですが、平成 11 年度から進めている JR 仙石線連続立体事業について、本年度後半には上下線とも高架形式に切りかわり、交通渋滞が解消されるとともに、土地区画整理による南北を結ぶ道路通路や南口、北口駅前広場、高架下の空間を有効に活用、中心市街地、駅周辺には市民の夢、希望列車の高架事業と期待している次第でございます。

次に、市民が一番関心を持っている長期事業計画、八幡字一本柳地区の工業団地化構想について、私は地方交付税の回復には平成 22 年 12 月末現在、国債及び国の借入金約 919 兆円に対し急激に悪化している、これは主要先進国の中でも最悪の水準である。地方交付税の財源は、皆さん御存じのように所得税の 32%、酒税の 32%、消費税の 29.5%、たばこ税 25%、法人税の 34%であり、最も景気経済の機敏な税目を対象としていることから、この世界的経済危機の中で地方交付税の原資となる財源の確保すら難しい状況が続くと思われます。

このような中、この地方交付税の復元、増額に頼る財政運営、いわば他力本願的な発想で市民サービスの向上を考えるべきかと、地方交付税を当てにせず持続可能な自立した地方公共団体を目指す工業団地化構想は、まさに魅力ある地方に生まれ変わるものであり、セントラル自動車も稼動し、宮城県が進める富県戦略を足がかりとして史都多賀城市が地域の特色を生かそうする施策であると思ひます。

また、造成オーダーメイド方式をとり、仮に市が造成費を負担する場合は、数年後は企業へ売却し改修できることと聞き及んでおります。本市も少子高齢化が進進し、今後ますます高齢者に対する扶助費の増大が見込まれ、同時に生産人口が減少していく中で、企業の進出によって雇用の場が確保されるということは、新たな生産人口、工業団地層を本市に呼び戻すことや、就業雇用の提供でもあり、これにより安定的な財政運営が期待できるものであると思ひます。

工業団地化構想は、今すぐに造成して企業を呼ぼうとするものではなく、企業が進出したというとき、申し出があったときにすぐに対応ができるような土台、土俵をつくろうとすることから、しっかりと時間をかけ一つ一つ構想から実施計画を策定し取り組むべきと思うことから評価いたします。

最後に、企業会計について、水はあらゆる生物が生存していくために欠くことのできない生命のたまものであり、水道は生活環境として市民生活に大きな役割を果たし、基本料の減少が想定される中、厳しい経営を強いられたことが予想されます。

このような状況下において、安定した水の供給を行うため、適切な投資及び設備の維持管理が不可欠であり、耐震化工事や配水管整備事業 14 件、4,095 メートルや末の松山浄水場



の配水管改良工事等は、市民一人一人が水道事業に対して高い関心を示しているものであると考えます。今後も安全でおいしい水の安定供給へ最善の努力を願うものでございます。

次に、改善を要する点、市長を初め職員の皆様、これは6万人の代表とってください。当局は、政庁跡や仮称多賀城インターチェンジ整備に関し、これまでも県、国に対して再三働きかけてまいりました。今後も関係機関と調整を一層推進してまいります。私を初め市民の皆様は本当に耳にたこができるほど聞き飽きました。もう同じような答えは聞きたくありません。

市民は地域の発展や活性化、観光のため三陸自動車道、仙塩道路4車線化及び仮称多賀城インターチェンジが整備されることを待ち望んでいました。用地買収が完了したものの、いまだ工事に着手されず、三陸自動車道で未整備インターチェンジを歴史の跡地や整備を多賀城はやる気がないんじゃないかと陰口が聞こえてまいりました。

国の特別史跡、多賀城廃寺跡や東北歴史館を有する本市は、本当に観光拠点として、また道の駅、まちの駅、史都のまちとして、やる気があるのか伝わってきません。これからでも遅くはありません。担当専従職員を指名して、関係機関へ毎日でも要望し、平成25年度常磐道完成まで市長を初め、職員のスピードと行動力で市民へ夢を託してください。市長、これは強く要望いたします。

以上、評価すべき主要なものと改善を要すると思われることについて申し述べましたが、平成23年度においても菊地市長を先頭に、全職員一丸となって歴史と伝統文化の香る史都のまちづくり、そして将来都市像である「未来を育むまち 史都多賀城」の実現に邁進されんことを望み、賛成討論といたします。議員各位の御賛同をお願いするものでございます。以上でございます。

○議長（石橋源一）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石橋源一）

これをもって討論を終結いたします。

これより各議案ごとに採決をいたします。

まず、議案第16号 平成23年度多賀城市一般会計予算を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（石橋源一）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 平成23年度多賀城市国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（石橋源一）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号 平成 23 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（石橋源一）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号 平成 23 年度多賀城市介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（石橋源一）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 20 号 平成 23 年度多賀城市下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（石橋源一）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 21 号 平成 23 年度多賀城市水道事業会計予算を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（石橋源一）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上、6 議案はいずれも原案のとおり可決されました。

○議長（石橋源一）

日程第 8、議案第 22 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 22 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります、これは一定の非常勤職員が育児休業等を取得することができるよう現行の条例について所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

それでは、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきますと思います。

No.10 の議案関係資料の 9 ページの方をお開き願いたいと思います。

まず、改正の趣旨でございますけれども、今回の改正につきましては、平成 22 年 12 月に国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、その中で、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されました。

その内容は、平成 22 年 8 月の人事院公務員人事管理に関する報告の内容を踏まえ、一般職の国家公務員、地方公務員等の非常勤職員について仕事と育児、介護の両立を図る観点から、また民間との均衡も考慮し、育児休業等を取得することができるよう必要な措置を講じるもので、平成 23 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

本市におきましても、この法改正を踏まえ、一定の非常勤職員について育児休業等が取得できるよう所要の改正を行うものであります。

それでは、2 の改正後の制度の概要について説明させていただきます。

改正の概要は、大きく分けまして 2 点でございます。まず、(1)ですが、一定の非常勤職員について育児休業が取得できることとするものでございます。育児休業をすることができる一定の非常勤職員とは、①、②、③に書いてあります要件すべてに該当する非常勤職員でございます。

まず、①任命権者を同じくする職員に引き続き 1 年以上在職することが要件でございます。次に、②子が 1 歳に到達する日を超えて引き続き在職することが見込まれるものであることが要件でございます。

ただし、括弧書きのとおり、子の1歳到達日から1年を経過するまでの間に任期が満了し、かつ任期が更新されないことが明らかな者は除きます。

また、③勤務の日数を考慮して規則で定める職員としておりますが、これは資料12ページの4、規則等の改正を要する事項をごらんいただきたいと思います。

上段の(1)の育児休業をすることができる職員として、勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員ですが、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員、または週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である者と定める予定としております。

恐れ入ります。また9ページの方に戻っていただきたいと思います。

以上、三つの要件のいずれにも該当する者が育児休業ができる非常勤職員ということでございます。育児休業をすることができる期間なんですけれども、これにつきましては、原則として子の1歳到達日までとしております。原則としてでございますが、例外については後ほど説明をさせていただきます。

次に、10ページをお開き願いたいと思います。

改正概要の2点目ですけれども、(2)でございますが、一定の非常勤職員について部分休業をすることができることとするものでございます。部分休業といいますのは、小学校入学前までの子を養育するために1日2時間以内まで勤務しないことができる制度でありまして、育児休業から職務復帰した職員などがこの休業制度を利用しております。なお、部分休業により勤務しない時間については無給となります。

部分休業をすることができる非常勤職員は、次のいずれにも該当する非常勤職員でございます。

まず、①任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上である者で、これは育児休業の場合と同様でございます。②勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員ですが、これは12ページをちょっとお開き願いたいと思います。

下段の(3)の野線内①、②をごらんいただきたいと思います。

①については、育児休業の場合と同じ要件でございます。さらに、②1日の勤務時間が6時間30分以上とされている非常勤職員であることが要件でございます。

恐れ入ります。また10ページの方に戻っていただきたいと思います。

部分休業をすることができる期間及び時間でございますけれども、期間としましては、先ほど申しあげましたとおり、子の小学校就学まででございます。なお、非常勤の場合は子の3歳到達日までとなっております。時間は1日につき2時間が限度となります。

以上、育児休業及び部分休業、一定の非常勤職員についてはとれる規定となることが今回の制度改正の概要でございます。

続きまして、3.条例改正の内容について説明を申し上げます。

まず、(1)育児休業をすることができない職員、第2条関係でございますけれども、先ほど説明しました育児休業をすることができる非常勤職員以外の非常勤職員を、育児休業することができない職員として規定に追加するものでございます。

(2)非常勤職員が育児休業をすることができる期間、これは第2条の2関係でございますけれども、通常は①の子の1歳到達日までとなります。次に、②ですけれども、配偶者が子の1歳到達日以前に育児休業をしている場合は、子が1歳2カ月に達する日まで育児休業をすることができます。ただし、育児休業が取れる期間は最長で1年間が限度でございます。

次に、③でございますが、③のA、イのいずれの要件にも該当する非常勤職員は、子が1歳6カ月に達する日まで育児休業がとれるというものでございます。該当する非常勤職員とは、まず、A.当該非常勤職員またはその配偶者が子の1歳到達日に育児休業をしている場合であり、かつイ.当該子の1歳到達日後に育児休業することが特に必要として規則で定める場合とあります。この規則で定める場合ですが、大変申しわけない。もう一度12ページの方を開いていただきたいと思います。

12ページの中段、(2)でございますが、罫線内の①で保育所の入所を希望しているが入所できない場合、また②で子の1歳到達日後に子を養育する予定であった配偶者が、死亡、負傷、疾病により養育できなくなった場合でございます。

済みません、もう一度11ページの方に戻っていただきたいと思います。

(3)、第3条関係でございますが、非常勤職員が再度の育児休業ができる特別の事情について規定するものでございます。

まず、①第2条の2第3号に該当する場合ですが、これは先ほど説明しました子が1歳6カ月になるまで育児休業をすることができる職員に該当する場合でございます。

②として、任期の末日まで育児休業をしている職員が任期の更新、または採用に伴い引き続き育児休業をしようとする場合でございます。

続きまして、(4)部分休業をすることができない職員、第17条関係でございますけれども、これも先ほど説明いたしました部分休業をすることができる非常勤職員以外の非常勤職員を、部分休業することができない職員として規定に追加するものでございます。

次に、(5)の部分休業の承認、第18条関係になりますけれども、まず非常勤職員について部分休業をすることができることとするに伴い、第1項、第2項の規定の文言を整理するものでございます。

それから、イでございますが、非常勤職員の部分休業の承認は、1日の正規の勤務時間8時間から6時間を減じた時間の範囲内、つまり1日につき最長2時間の範囲内で行うものとし、育児時間等を取得する場合には、当該2時間の範囲内で2時間から育児時間等を減じた時間を超えない範囲内とする旨第3項に規定するものでございます。

育児時間といいますのは、生後1歳未満の子を育てる場合に、1日2回それぞれ30分まで認められる無給の休暇でございます。この育児時間と部分休業を併用する場合は、合わせて1日2時間までを限度とするというものでございます。

最後に、(6)の施行期日、これは附則関係でございますが、改正後の条例の施行期日を平成23年4月1日とするものでございます。

次の12ページは、これまで説明したとおり規則に委任する事項でございます。条文の詳細につきましては、13ページからの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。18 番昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

確認でちょっと質問させていただきます。

この資料 No.10 の 9 ページなんですけれども、改正の趣旨というところの文言なんですよね。いわゆる国家公務員、地方公務員とは一切関係ない国家公務員の育児休業等に関する法律等、この「等」のことなんですけれども、この部分に地方公務員の育児休業等に関する法律の部分も込みになっていて、これが公布されたから、いわゆる地方公務員の育児休業等に関する法律などが一部改正になったんだというふうに理解してよろしいですね。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

そのとおりでございます。

○議長（石橋源一）

昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

いわばこの文言なんですけれども、やはり少し親切にこの「等」の中に公務員以外にもやはり含まれていたということに、この文字からするとあるわけなんですよね。なぜかという、法律等が一部改正された。地方公務員の育児休業等に関する法律などがということで、となると地方公務員以外もいわば改正された法律があったのかというふうに理解しちゃうんですよね。

やっぱりこの辺、もう少し説明のときにこういう経過があって、いわば地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたんだというふうに、ちょっと丁寧に説明していただければなと思うんですよ。ほかの法律等は要りませんけれども、やはりこういう意味合いがあって改正の趣旨という文言は説明されているんだというようなことを説明していただき、今後はより親切にしていいただいたらよろしいんじゃないかと思うんです。

これは要望にしておきますが、そうでないと何で国家公務員の育児休業等に関する法律が変わったのに地方公務員というふうに、誤解する人はいないでしょうけれども、より親切に御説明をいただければと思います。要望にとどめておきます。

○議長（石橋源一）

佐藤恵子議員。

○2 番（佐藤恵子議員）

何かいろいろ要はとりやすくなったということで歓迎すべきことだというふうに思うんですが、2 月か 3 月の広報で非常勤職員の募集が随分載っていました。うわあ、すごい。仕事がふえたと言って喜ぶべきなのか、非常勤に切りかわってきていくといってちょっと用心

しないとなというふうに思うべきなのかよく判断できませんけれども、こういうことによって職場の中で受ける影響というのはどの程度、とってみたいとわからないと思うんですが、どんなふうに考えていらっしゃるんですか。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

どんなふうに考えていらっしゃるかというと、非常勤職員、役所の中に随分おりますけれども、今回この制度が取り入れられることによって対象となる職員なんですけれども、年齢は別にしまして大体 120 人ぐらいはいるものですから、そういう意味では働きやすい環境になるのかなとは思っております。

ただ、きちっとそれを管理職なりがマネジメントしていく必要性はあるのかなと思いますので、そういう面で管理職の研修なんかもちきちんとしていかないと、要らぬ偏見的なものになってしまうとうまくないものですから、やっぱりきちんとその辺の管理職などの研修なんかもちきちんとしていく必要性あるのかなと思っております。

○議長（石橋源一）

2 番佐藤恵子議員。

○2 番（佐藤恵子議員）

きちんをとれる権利なるものはきちんとしていただいて、健康な子供を養育したり、健康な子供を産み育てるということは大事なことだというふうに思いますけれども、その間残された職場をどういうふうに回していくのかと、そこをまた非常勤で埋めるんだとか、いろいろなことになるといって、それまた憂慮すべき事態だなというふうに思いまして、ああいうふうに非常勤をわっと募集していただくのが果たして、さっきの討論でも触れましたけれども、皆さん方の職場にとってどうなのかということをもう 1 回考えていただきたいなというふうに思う気持ちでお尋ねをいたしました。

このことは、全体にして役所の中の問題だけでなく、多賀城市内の企業全体の問題でもあるというふうに思いますので、そういう点でも企業に対する啓蒙・啓発を引き続き続けていくという必要があると思いますので、要望として終わります。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

今、対象人数が 120 名程度いるということですが、本市の非常勤職員の採用の状況を見ると、週 30 時間という規定の中でやっておられると思いますが、その方々はこの対象の中に入るような配慮をしていくということで理解してよろしいんですか。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

そのとおりでございます。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

特にその 30 時間勤務の方々を対象になるという、結果的にその所属する上司が相当理解をして、相当職場環境にも配慮した体制をとっていくことが大事じゃないかと。おまえさん非常勤なのに何だというようなことにならないように、その職場に長くいられるような環境づくりをしていただきたいと。このことによって環境が悪くなってやめざるを得ないような職場雰囲気は醸し出さないようにしてほしいと、そういう工夫を考えていただきたいというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

もちろん、ただ非常勤職員でもとれる職員、とれない職員というのがいますので、まず採用に当たってはその辺をきちんと説明をしまして、とれる職員については、それを扱う管理職の方がやっぱりきちんとした考え方をもっていないとうまくないと思うんです。その辺も周知徹底を図りながら申請がしやすいような形にもするためにも、その管理職による業務マネジメントがますます重要な部分になっていくのかなと思っておりますので、その辺をきちんとやっていく必要があるのかなと思っております。

○議長（石橋源一）

よろしいですか。16 番根本議員よろしいですか。

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。

この際討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 22 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



休憩の声があるようでございますので、ここで 11 時 10 分まで 12 分間の休憩をいたします。

再開は 11 時 10 分。

午前 10 時 58 分 休憩

---

午前 11 時 10 分 開議

○議長（石橋源一）

再開をいたします。

---

日程第 9 議案第 23 号 市道路線の認定について

○議長（石橋源一）

日程第 9、議案第 23 号 市道路線の認定についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 23 号 市道路線の認定についてであります。これは新田中西能ヶ田線を市道として認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求めます。

なお、詳細につきましては、建設部長から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤昇市）

それでは、議案第 23 号 市道路線の認定について御説明申し上げます。

それでは、資料 10 の 18 ページをお開きください。18 ページです。

議案第 23 号関係資料で御説明申し上げます。

初めに、提案に至った経緯でございますが、本市では平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 力年について、国土交通省所管のまちづくり交付金制度を活用し、多賀城駅や国府多賀城駅を含めた範囲を都市再生整備計画の多賀城中央地区として設定し、道路事業や公園事業等を進めておりましたが、最終年度の平成 22 年度は、国の制度改正によってまちづくり交付金が他の補助金や交付金とともに社会資本整備総合交付金に包含され、この制度のもと事業展開を進めてまいりました。

平成 23 年度からは第 2 期目の社会資本整備総合交付金の都市再生整備分野の策定を進め、国及び県と平成 23 年度予算要求の協議を行ってまいりました。その際、国及び県から社会資本整備総合交付金の都市再生整備分野よりも市街地整備分野での枠組みで事業を展開した方が、補助率が 40%から 50%に上がるので、一般財源の支出を抑えることができるということ、また起債の充当率が 75%から 90%に引き上がるということなどの助言を受けました。このようなことから、一般財源の負担を極力抑えるため、都市再生整備分野を再編し、市街地整備分野に変更することにいたしました。

しかし、この市街地整備分野の枠組みで道路整備事業を進めるためには、3 月末の計画申請に当たってあらかじめ市道に認定することが前提とされておりますことから、今回提案させていただきます。

次に、議案について説明させていただきます。

今回、市道認定をお願いする路線は、市道新田中西能ヶ田線でございます。路線番号が 839 で、起点は伝上山一丁目 199 番 1 地先、場所が新田中公園南側の学校前踏切付近で、終点が伝上山一丁目 261 番 3 地先の第一下馬踏切付近となっております。路線延長は 420 メートルで、道路幅員は 3 メートルから 7 メートルとなり、歩行者道路として平成 25 年から 27 年にかけて整備する計画となっております。

なお、この市道は現在、進捗中の仙石線多賀城地区連続立体事業に伴う仮下り線の用地となっていることから、連立事業終了後に整備を予定しております。今回の市道路線の認定によりまして、路線本数は 834 本、市道の路線延長は 171.98 キロメートルとなります。よろしく御審議のほど賜ります。よろしく申し上げます。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

今、建設部長の提案理由の説明の中に、国の交付金の関係からこういう先取りをしていかなければいけない。これは次の議案とも関係があると思いますが、少なくともこういう重要なことであるならば、なぜ今申し上げたような内容を資料としてなぜこの議案の資料につけないのか。つけちゃいけない文書なのか。少なくともこれは先取りの関係ですから、少なくともそのような、こういう状況だからこういうふうにしたいんだという、やっぱり説明文をきちんとつけて理解を求めるべきじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤昇市）

大変申しわけありませんでした。これは来年度の補助金の要望の県、国への交渉といえますか、協議の中でこういう話が、指導があったものですから、資料の作成まで間に合わなかった次第でございます。申しわけありませんでした。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

あなたが今提案説明した理由の内容だけでも大分違うんですね。すると、事前に我々調べられるわけですよ。そういう状況にあるのかと。今べらべらっと言われても調べようないですよ。議案事前配付というのはそういうものじゃないかと思うんですよ。今回遅いからいいとしても、今後はやっぱりそういうぐあいにしないと調べようない。我々が調査する、あなたが言っていることは信じるけれども、実際にそういう状況なのかということはやっぱり精査する必要があるというふうに思いますから、きょうはだめだというわけにいかないから、今後はそういうことをひとつやるべきだということを苦言をしておきたいと思います。それで、具体的に聞きます。

何ぼ市街地整備事業で、補助金の関係もあり、平成 23 年度までに計画を出さなくてはいけないという緊急なものであっても、3メートルの道路を市道に認定をすることはどういう意味なんですか。3メートルの幅員を市道の認定の要件に入れるというのはどういう意味なんでしょうか。明快に回答いただきたい。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤昇市）

この路線につきましては、歩行者専用道路として考えておりますので、幅員についてはこれでも十分というふうに考えています。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

たとえ歩行者専用道路であっても、予算委員会で私道のときには 3.8 でもだめだと。4メートル確保が必要だということを強調しておいて、今度は市がやることは歩行者道路だから 3メートルでいいんだという理屈はどこにあるんでしょうか。その辺はきちんとした回答をいただきたいと思います。そうでないと整合性がとれないと思います。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤昇市）

4メートルというのは、建築基準法で決まっています。要するに宅地に対して家を建てるときの、宅地が張りついている道路について規定するものですから、今回の場合はそういった関係は既にクリアできている宅地が張りついているところ、地域につくる歩行者専用道路ですので、そういった考えは持っておりませんでした。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

それではおれは理解できないんだな。少なくとも4メートルという基準法においてセットバックもさせ、今あるかという、これ改築するときになったとき、この道路を使いたいといった場合に、じゃあ、それは関係ないんだと。だから、市道という位置づけの中で、今後もじゃあ、2メートルでも歩行者専用道路なら市道として認めるという基本方針だということに理解しておいてよろしいんですか。そうであれば。

○議長（石橋源一）

道路公園課長。

○道路公園課長（鈴木弘章）

お答えいたします。

市道認定基準というものが定められておりまして、市道認定基準におきましては、幅員が4メートル以上であることというのがまずございます。ただし書きがございまして、市が管理する歩行者専用道路につきましてはこの限りではないということで、あくまでも今回、先ほど部長が説明を申し上げましたように、今回の道路につきましては、歩行者専用道路で計画をさせていただいているということでございます。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

いや、多分3メートルはこの新田中の入り口じゃないですか。3メートルの幅員がないというところはどこなんです、それじゃあ。

○議長（石橋源一）

道路公園課長。

○道路公園課長（鈴木弘章）

先ほど部長の説明にもございましたように、現在連続立体交差事業の仮線用地、それを今回の歩行者専用道路とさせていただくことになってございます。その関係から、こちらの図面で申し上げますと、終点部分の第一下馬踏切、こちらが連続立体交差事業の仮線用地として本線に戻る部分ということで、連続立体交差事業の仮線を振った場合に少ない幅ということになってございまして、3メートルの部分といいますのが踏切付近ということになります。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

ちょっと幾ら歩行者専用であっても、市道となってくれば、いずれは市道なんだからということになってきやしないかなと。というのは、なぜ私それを申し上げるかということ、ここね、開発してここに道路入っているんですよね。図書館の下。そこにやれば、迂回で完全にいくわけですよ、図書館にも。そこからこっちが結局は公衆用道路だというような格好で整備するのはしょうがないかなという面もあるんだけど、多分人のこと言っちゃ

いけないから、ここ。事務所あるところですよ、ちょうど。どうもその3メートルが理解ができない。そうでないと、私道路整備が成り立っていかないのではないかと。

だから、この3メートル幾らでもないと思うけれども、3メートルのところが。ここを何らかの形で4メートルに幅員していくということ、私はきちんとしておかないとまずいのではないのかなというふうに思ったんですけれども、いかがでしょうか。いずれ車道になるから。

○議長（石橋源一）

道路公園課長。

○道路公園課長（鈴木弘章）

先ほどもちょっとお話ししましたように、部長から基準法上の道路ということでのセットバック要因、そういった部分については今回の道路につきましてはございません。あとはあくまでも車両の出入り等については、車どめ等を行いまして、緊急時の車両については当然入れるようにしたいと思いますけれども、あくまでも歩行者専用道路ということでございますので、通行上の安全面、そういった部分からも3メートルであっても何も問題はないというふうに考えております。

○議長（石橋源一）

18 番昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

私も竹谷議員と同じ疑問を持って手を挙げたんですけれども、今大体回答でわかりました。そして、歩行者専用道路であるので、車どめという回答も得てほぼ納得しかけたんですけれども、緊急車両云々ということで、いわゆる車どめなんですけれども、よく散見するのはよく車どめをぽんと取っちゃって配達とか、いろいろなそのために歩行者専用道と言われているところにどんどん、どんどん車入っていつちゃっているんですよ。ですから、当局としてはどういうふうな車どめを考えていらっしゃるんですか。いわゆる引き抜きが可能な車どめをお考えなんでしょうか。

○議長（石橋源一）

道路公園課長。

○道路公園課長（鈴木弘章）

車どめにつきましては、庁舎前に現在車どめが設置されているんですが、路面に下げるとフラット型になるという、引き抜きができないような、そういったものを現在は考えております。

○議長（石橋源一）

昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

わかりました。一応例えば災害とか、あるいは出火とかで、そういうときに3メートル道路であっても一番効率のいい、出火場所に仮に消防自動車であればいくときやなんか下げられるということなんですね。しかしながら、逆な意味でそういう便利さのある車どめで

すと、結構いろいろな人が勝手な解釈のもとに、このいわゆる歩行者専用道と言われているところに車などを入れられる可能性もあるんですよ。

ですから、ここを一々第一下馬踏切とかかっている部分あたりは車をとめて引っこ抜く、そしてまた入れるなんていうことになると作業煩雑なんでぐるっと回った方がいいと、効率を考えればそうなっちゃうんで、案外そういうことも想定して、じゃあ、車どめなんかもし置くときはお考えになっていただきたいと思うし、逆に今度はこちらの学校前の方の、ここで言うと学校前踏切のあたりから始まっておるんですけれども、この辺あたりは自転車等とあるので、棒状のやつなんかも案外いいのかなと思うので、その辺は検討をさせていただきたいということで要望にとどめておきたいんですが、何を言わんとするかというと、意外とこの公衆用道路というのは車入っているんだということは、私実体験上知っているものですから、今あえてこの場で発言をさせていただきましたので、どうかこの道路、本格的に施工する際はその辺を十分に考慮していただきたいなということを要望しておきます。

○議長（石橋源一）

吉田議員。

○13番（吉田瑞生議員）

1件伺います。

先ほど部長並びに課長からの説明にもあった交付金のことでありますけれども、これは社会資本整備総合交付金として平成22年度に創設され、それに基づく社会資本整備総合交付金交付要綱の中の都市再生整備の事項を用いることでなく、市街地整備の事項を用いて取り扱いを進めるというふうな理解でよろしいでしょうか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤昇市）

そのとおりでございます。

○議長（石橋源一）

よろしいですか。竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

わかりました。くどくど言ってもしょうがないです。ここ自転車の通行についてはどのように考えているのか。それともう一つ、ここ歩行者専用道路とすれば、多賀城小学校の通学路というものをやっぱり想定しなければならないと。そうすると、それにとりつく学校前踏切の市役所側の道路、これもやはり通学路といえますか、歩行者、歩道をよく整備をしてこれとの連帯性を持っていくという整備も必要ではないかと思うんですけれども、その辺も含めて検討していくということで理解しておいてよろしいのか。まず、自転車はどうするのか、それから、小学校の通学路との関連でどうするのか、2点。

○議長（石橋源一）

道路公園課長。

○道路公園課長（鈴木弘章）

まず、自転車につきましては、現在のところ想定をしておりませんでした。整備期間が平成 25 年度以降ということになることから、地元の皆さんであるだとか、学校関係者という協議を進めながら計画をしまいたいというふうに考えております。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤昇市）

多賀城小学校の通学路との関係でございますけれども、これは平成 25 年からの整備でございますので、それまでの期間、関係者の方と相談しながら計画を進めたいと思います。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

今、駅周辺の整備の関係の道路もありますので、それを含めて今やっておかないと手戻りになっちゃうということになりますので、その辺も含めて十分駅周辺整備の工事の内容の中に入っていますので、ひとつあとと言いません、よろしくお願ひしたいということだけは申し上げておきます。

○議長（石橋源一）

8 番雨森議員。

○8 番（雨森修一議員）

1 点だけお尋ねしますが、この 3 メートルというのは人間 1 人が例えば 1.5 メートル、それでお互いにすれ違うので 3 メートルというふうに理解していいわけですか。例えば 2.5 メートルでも市道、歩道で認定されるのか、その中身だけちょっとお尋ねしておきます。

○議長（石橋源一）

道路公園課長。

○道路公園課長（鈴木弘章）

通常歩行者が歩く幅といいますのは、仮説上であれば 80 センチと言われておまして、通常の道路ですと 1.2 メートルあれば 1 人一方向に歩けると。それより車いす等も対応ということで、3 メートルあれば車いすのすれ違いもできるというふうなことから考えております。

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。

この際討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石橋源一)

御異議なしと認めます。

これより議案第 23 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石橋源一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 10 議案第 24 号 市道路線の変更について

○議長(石橋源一)

日程第 10、議案第 24 号 市道路線の変更についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(石橋源一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

議案第 24 号 市道路線の変更についてであります。これは市道史都中央通り線を延伸するため、道路法第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、建設部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(石橋源一)

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長(佐藤昇市)

それでは、議案第 24 号 市道路線の変更について内容を説明させていただきます。

資料 10 の 19 ページ、20 ページをごらん願います。

19 ページが変更前、20 ページが変更後でございます。

提案に至った経緯につきましては、先ほどの議案第 23 号で御説明させていただいた内容と同じでございます。



市道路線の変更をお願いする史都中央通り線でございますが、路線番号が773番で、現在多賀城駅周辺土地区画整理事業に伴い整備予定の路線です。平成21年3月に区画整理事業区域内の延長84メートルを市道認定しております。変更内容につきましては、都市計画道路高崎大代線、市役所の北側の道路でございますけれども、そこまでの136メートルを追加、路線延長を220メートルに変更するものであります。

なお、道路幅員は9メートルで、歩行者専用道路として整備する予定です。平成23年度におきましては設計業務を、また平成24年度から27年度にかけて整備を予定しております。この事業により老人憩いの家、子育てサポートセンター、旧公民館講堂等が移転補償の対象となります。今回の市道路線の変更により、市道の路線延長は172.12キロメートルとなります。よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。10番藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

ここはあれですね、都市計画街路か道路かわかりませんが、歩行者専用道路でしたね。その場合に、幅員は9メートル以上という規定というか、基準があるのかどうかということが1点です。

それから、もう一つは、前は都市計画街路、都市計画街路と呼んでいたんですが、市長は施政方針で都市計画道路というふうな呼び方していたんですが、その道路の呼び方が変わったのかどうかということもあわせて確認をお願いしたいと思います。

○議長（石橋源一）

建設部次長。

○建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅前周辺整備課長（鈴木 裕）

まず、1点目の歩行者専用道路の幅員については、ほかにも6メートルの幅員の歩行者専用道路もありますので、基本的には6メートル以上というのがまず基本でございます。都市計画決定すべき歩行者専用道路としては6メートルがほぼ基準となっております。今回の9メートルの道路については、これはメイン、つまり多賀城駅から中心的な歩行者専用道路ということ、歩行者ネットワークの中心であるということで、9メートルの幅員で都市計画決定したということでございます。

あと、2点目の正式な名称は都市計画道路でございます。以上です。

○議長（石橋源一）

10番藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

昔は街路、街路と呼んでいたんですが、いつから道路になったんですか。

それから、既に都市計画決定しちゃっているから今さら変えるのは無理なのかもしれないんですけども、実は市役所の周りの工事やりましたね。やるのは説明はあったんですけど

も、まさか例えば市役所の北側の英魂の碑があるあそこの擁壁なんかをもう1回削って、また積み上げるなんていうことまでは私は想定外だったのね。

あそこまで必要なのかなという感じ見ていたんですが、ここも伊藤市長が茶室をつくって、老人憩いの家をつくって、そして立派なトイレもつくったと。そこの斜面の部分については庭屋さん頼んで石を並べてサツキをずっと植えているわけですね。わざわざ金かけてあそこを取り崩す必要があるんだろうかという疑問が私はあるんですよ。

その関係で9メートル本当に必要なのかと。歩行者専用道路で本当に9メートル必要なんだろうかという疑問もあるんです。だから、私は今回の市道認定に当たって都市計画決定そのものを見直す必要もあったのではないかというふうに思うんですけども、その辺について御回答をお願いしたいと思います。

○議長（石橋源一）

建設部次長。

○建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅前周辺整備課長（鈴木 裕）

まず、2点目の今の御質問についてでございますけれども、この路線については若干路線変更の予定を考えてございます。今指摘ございました石垣に余りにも入り過ぎている部分がありますので、それを若干避ける形で路線変更を考えておりますが、いずれにしても石垣の部分はかぶってございます、すべて。ただ、あれを崩すつもりはございません。9メートルといっても全部平板な道路にするつもりはございませんで、少なくとも緊急車両が入れる最低の4メートルの幅員だけは平板で、要するに平な形で確保しますけれども、ほかの部分については石垣とあと上の方の庭をかぶった状態で整備は可能ですので、駐車場側に今若干歩道ありますけれども、平板でつくった歩道ありますけれども、石垣から基準にして4メートル幅で駐車場側に道路としてつくって、残り5メートルについては石垣から東側というか、庭に重なるような形で、あのまま残した形で整備していきたいと思っておりますので、石垣と庭等についてはすべて残していくという考え方でございます。最低の4メートルの人が歩ける平坦な道をつくっていく、合計で9メートルの道路をつくっていくという考え方でございますので、そのような整備を考えてございます。

あともう一つ、道路と街路ですが、恐らく通常道路と言うんですが、都市計画道路と都市計画決定された道路のことを一般的に多分街路と言っていたんだと思います。その辺の正式な名称としての街路は、私は余り把握してございませんが、普通道路と言いますけれども、都市計画決定された道路のことを通称名で街路と言ったのではないかというふうに私は認識しております。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

そうすると、街路か道路かについては昔から道路なんだと。すると、昔の課長の人たちが街路、街路と言っていたということだな。いや、間違いなく都市計画街路と私らずっと説明されてましたよ。それは道路でも街路でも大した違いはないから、道路なんだというんであれば、私も今から、先ほど佐藤恵子議員も道路、道路と言っていたんだけれども、道路だと言うんだったら道路というふうに使いますので、わかればいいだけの話です。

それから、史都中央通り線の整備について結論的に言うと、次長が言うことは私は歓迎するんですよ。何かウルトラCというか、ウルトラDというか、ああ、そういうこともできるんだというふうに思って、私が提起したことを問題意識として既に皆さんも思っていたということだと思うのね。ただ、本当にそんなことできるのかと、ちょっと逆の面で疑問になるんですよ。要するに道路整備を道路でない状態でやるということだよ。今の話は。本当にそういうのが可能なのかどうか。可能だったらぜひ私そうやってほしいなと思うんだけど、道路と決めたところに石とサツキが植えてあるわけでしょう。本当にそれ歓迎はするんだけど、本当に大丈夫なのかということなんですけれども、再度お願いします。

○議長（石橋源一）

初めに副市長から道路と街路についての説明を。

○副市長（鈴木明広）

道路と街路の呼び名の違いでございますけれども、都市計画上は道路という呼び名を使います。ですから、都市計画道路という呼び名も使います。街路という呼び名は、昔道路整備をする事業の区分け、区分が街路事業と道路事業と二つに分かれておりました。まちの中の道路は街路という概念で昔の建設省で言うと都市局所管で街路事業という道路の事業がありました。そういうことで、都市計画名は道路ですけれども、道路と街路を使い分けてきたということが一つございます。過去に間違っているということではございませんので、一言つけ加えさせていただきます。

○議長（石橋源一）

建設部次長。

○建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅前周辺整備課長（鈴木 裕）

整備の手法ということで、歩行者専用道路だからできるというふうに私は考えてございまして、確かにこれから整備の仕方については協議が必要です、国と県と。ただ、基本的には緊急車両が入れる最低の4メートル程度の幅員を確保しておけば、あとは全体的には人が歩くわけですから、人が歩くのは要は石垣というか、その上に散歩道をつくるとか、あるいは平板な道をつくるとかという、どちらでも人は歩けるということで解釈していますので、なるべく今の既存の庭を生かしながら歩行者専用道路として整備していきたいということで、これから協議していくということでございます。

○議長（石橋源一）

15番松村議員。

○15番（松村敬子議員）

先ほど部長の説明の中に、老人憩いの家と子育てサポートセンターがその道路に入るので、そこをいずれ取り壊すというような話、移転するというふうに説明があったように思いますが、そうでしょうか、確認です。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤昇市）

そのとおり説明いたしました。子育てサポートセンターにつきましては、移転の先として今多賀城駅北も含めて検討したいなというふうに思っています。それから、老人憩いの家につきましては、これは保健福祉部所管の施設でありますし、あと庁舎内の敷地だということもありません、もう1回」の声あり)老人憩いの家につきましては、保健福祉部の所管の建物だということと、それから、市役所の敷地内に建っているということで、総務部管財課の方とも相談しながら今後どのように対応するか検討していきたいと思えます。

○議長（石橋源一）

松村議員。

○15番（松村敬子議員）

将来の構想ですね、子育てサポートセンターのどういうふうに考えると構想をお伺いしたかったんですけども、何となく今回答があったので、あとぜひ当然あると思えますので、それをあとまた楽しみにしていきたいと思えます。

あともう1点なんですが、老人憩いの家の件なんですが、先ほど次長のお話ししますと、石垣は崩さないというふうになりますと、この老人憩いの家というのはこのままでもいいのかなというふうに思うんですけども、移転する必要というか、壊す必要あるのか、その辺お伺いします。

○議長（石橋源一）

建設部次長。

○建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅前周辺整備課長（鈴木 裕）

上から見ると、道路そのものが建物にかかりますので、道路の上に建物残すわけにいかない、そういうことで移転という対象になるということでございます。

○議長（石橋源一）

16番根本朝栄議員。

○16番（根本朝栄議員）

素朴な疑問を解明していただきたいんですけども、普通市道の認定の場合は前の議案もそうで、ここもまだ整備されていないんですけども、今まで市道の認定の場合は整備をきちんとして認定をしてきたということがございますね。先ほどの議案も、これもまだ全然どこが道路か、市民の皆さんが見てももう市道の認定をしたといってもさっぱりどこがどこなんですかと聞かれる方もいらっしゃる、その辺のことについてどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（石橋源一）

道路公園課長。

○道路公園課長（鈴木弘章）

まず、市道認定につきましては、道路法の網をかぶるといいますか、道路法の規定に基づいた道路ということで市道認定でございます。実際にその市道認定、今回のように議会に提案をいたしまして認められますと、今度法的に認定の告示というものをさせていただく

ことになります。その次に、区域の告示というものもさせていただきます。あとでき上がってから供用開始の手続という、そういった3段階の手続を踏ませていただくこととなります。

それで、実際に認定をした場合に、道路管理者の権限が及ぶということになります。それで、実際には道路ができていようが、道路がまだ未着手の状況であろうが、認定することにつきましては法的に何も問題はございません。実際にこの近隣の市町村でどのようにしているかという、仙台市では、今回多賀城市がするように計画の段階から認定をしているという手続をとっているようでございます。また、お隣の塩竈市では、今まで多賀城市がしてきたように、でき上がってからの認定ということで対応をしているようでございます。法的には今申し上げましたように、何ら先にでき上がってからも、できる前で認定しても法的には問題ございません。

○議長（石橋源一）

根本議員。

○16番（根本朝栄議員）

道路法に基づいてやっているということですね。市道認定。そうすると、多賀城市内の4メートル以上の道路があって、また整備されていない、そういうところも整備する前に認定は可能であるということで認識でよろしいですか。

○議長（石橋源一）

道路公園課長。

○道路公園課長（鈴木弘章）

そのとおりで結構です。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

済みません、先ほど石垣とサツキ等は残すということで、妙に納得してしまったんですけども、老人憩いの家の問題がやっぱりあったので、もう1回。壊して撤去するというのも木造の建物なので、しかも平屋の建物なので大した金かからないとは思いますが、私は、金の面ではどうってことないと思うんですけども、私はどうも人情として忍びないんだな。伊藤市長がいろいろな思い入れがあってあそこに建物をつくったわけですよ。それで、西側にもう全然スペースがないとかというんだったら、それはしょうがないかなということになるんですけども、工事がまだ先なんであれば、もっと道路を西にするとか、そういうことはできないものなんですか。

それから、あるいは、メインだから9メートルだというふうに言うんですけども、私はさっきの論理からいって、必ずしも9メートル必要ないんじゃないかと。一番私はここを使うのは文化センターに行く人たちが行き帰り使うというのが一番多いとは思いますが、さっき何か4メートルあればいいんだみたいな話もしているし、だったら何も9メートル無理やり線引きしなくたっていいんじゃないかと。見直しの余地があるんじゃないかというふうに思うんですけども、どうですか、その辺は。

○議長（石橋源一）

建設部次長。

○建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅前周辺整備課長（鈴木 裕）

最後のお話の部分、9メートル要らないんじゃないかという話ですが、既に区画整理区域内は9メートルで換地もしていますし、すべて仮換地指定を終わって、事業計画上9メートルということでもう整備進めていますので、この部分だけ縮めるというわけにはいかないというのがまず一つの制約がございます。先ほど歩くのは4メートルでもいいんじゃないかという話ですが、あくまでも平坦を歩く部分とあとは今ある庭をめりながら歩く部分とが、いろいろな歩き方の選択肢をつくる意味でも9メートルというのは非常に有効な道路にしたいと思えますし、ぜひそのような整備をしていきたいというふうに、文化センターからのメイン道路という形で考えていきたいというふうに考えています。

○議長（石橋源一）

2点目、副市長。

○副市長（鈴木明広）

この道路については、先ほど補助率の説明をさせていただきましたけれども、補助率が、補助金が50%、裏の起債が90%という話をさせていただきましたけれども、ちょっと考えておりますのは、これは道路事業の方の原因で建物が障害になるということもございますので、道路事業側から補償として建物の手当ができないかということも視野に入れておりますので、ただ単に除却をするということだけで考えているわけではございませんので、ひとつ御安心をいただきたいと思えます。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

今までの説明はわかりました。そういえば区画整理の区域だなとか、うかつな質問をしたものだなとか思いましたけれども、例えば再びそういうのをつくるということも考えているということなんですか。そのいわゆる茶室について。そこまで必要かどうかということになってくると、またちょっと、私は伊藤市長がいろいろ思い入れがあってあそこにつくったんだから、どうも壊すのは忍びないなと思うので、じゃあ、別にあれをまたどこかに茶室を市役所がつくらなきゃいけないかということになってくると、それはそれでまた別問題になると思うんだな。だから、その辺ちょっともう少しどうということなのか説明してほしいんですけども。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤昇市）

私もこの老人憩いの家につきましては、それなりに思いを持っているものでございます。藤原議員と同じかなと思えますけれども、ここ昭和53年ごろに建てた木造の平屋なものですから、耐震改修が必要になってきます。多分相当な改修費用になるんじゃないかなとい

うことも予想されていますので、そういったことも含めながら、今後どのようにしたらいいかということに関係する部署と相談していきたいというふうに考えております。

○議長（石橋源一）

昌浦議員。

○18番（昌浦泰己議員）

2点です。まずもって、高低差ってここあると思うんですよね。高さ、段違いのようになっているんで、その辺というのはどういうふうなお考えで高低差を克服していくのかなと思うんです、それが1点。

ごめんなさい、2点なのでもう1点。それから、生け垣等は残すということなんですけれども、今ここからも見えるんですけれども、松が立派な松がいっぱい生えているんですけれども、この松意外と踏み固められると植物って弱いんですよね。その辺あたりは何かしら歩く道路というものを範囲というものを設定した形で誘導していくようなお考えというのは持っておられるのかというのが2点目なんですよ。その松、もし邪魔なんであれば、それは移木するのかどうかというのも聞きたいんですが。

○議長（石橋源一）

建設部次長。

○建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅前周辺整備課長（鈴木 裕）

まず、高低差の問題ですが、ここが一番市役所の駐車場とあとは子育てサポートセンターの最大の高低差が4.5から5メートルぐらいあると思います。これについては、距離が全体で130メートルですか、140メートルぐらいありますけれども、その距離の中で5%の勾配が必要です。5%というのは道路基準法で決まっています、車いすで自立で歩けるという勾配をとるために5%ということになっていますが、徐々にこれを上げていくということで、その140メートルで十分可能な勾配になりますので、ただ、先ほど藤原議員からお話しあったとおり石垣が若干埋まります、ですから。勾配が上がってきますので、車庫のあたりの近くの石垣を若干埋まってしまうという部分はありますけれども、勾配上げていきますので。その部分は残念ながら埋まってしまうということですが、勾配の解消はできるとのことです。

○議長（石橋源一）

2点目松の、建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤昇市）

大分立派な松の木があるわけなんですけれども、あれを移植ということはちょっと難しいかなというふうに考えています。ただ、道路計画の中ではその辺も検討したいと思います。

○議長（石橋源一）

昌浦議員。

○18番（昌浦泰己議員）

移植ってなぜこだわったかという、本来的にはここに残しておくのが一番ベストなんですよ。ですから、遊歩道を曲げたりして松の根元の方を歩かせないように歩く人を誘導し

てほしいという意味があったわけですよ、質問の中に。もし本当にこれ仮にですよ、2本ぐらいどうしても邪魔になるといときはどこかに移設してほしいんです。なぜかって、なぜそれを言うかという末の松山、何かしらハブニングがあって、木が枯れたりとかというとき、あの松と同じような規模のやつってどこにあるかという、目の前にあるんですよ。岩沼の二木の松というのをちっちゃいやつ今育てているんですよ。二木の松って有名な松なんですけれどもね。それが何らかの原因で枯れたときにもその代替となるような松をもう育てているんですよ。

ですから、そういう意味合いも込めて移木というのが可能であれば移木をしてもらいたいなというのが私の願望なんです。末の松山1回雪の重さであの枝ばちんと折れたんですよ。それで、本当に観光客の目のつくところにちょっと痛々しい傷跡残っているんですね。今。そういう考えがあったものですから、移木ももしできるのであればというのが私の考えなんですけれども、それはちょっと検討してください。一番は残しておいて、歩くところをちゃんとうまく設定してほしいというのが願望なんでね、最初の。

それでなんですけれども、この位置図を見ますと、勾配というものはどうなのかなと非常に疑問に思ったんですけれども、実は素朴な疑問。だから、高低差ありますねという質問を最初にしたわけですが、今のお話を聞けば5%の勾配をとってって140という長さの中で可能であると、車いすも通れるんだというので安心したんですけれども、先ほど石垣少しはちょっと、いわゆる道路の中に入っちゃうというか、とるのかどうかは別にしてもなってしまうんですよ。

その辺あたり技術的にもうちょっとゆっくりととれるのであれば勾配をできるだけフラットな方にもってって、最大4.5メートルの高低差を克服していただくように、これは要望にとどめておきますが、なぜなら歩行者専用道路なんですよ。ですから、意外としんどいんですよ。車いすで押していくというのは。だから、なるだけ勾配を、御説明では5%ということですから、4とか3あたりの緩やかな上りにしていただければというのが私の要望にしておきます。以上です。

○議長（石橋源一）

9番板橋議員。

○9番（板橋恵一議員）

これ皆さん歩行者専用道路、どこから歩行者専用道路になるんです。今現在、道路として認定しているんでしょう。その辺の説明がなかったものですから。

○議長（石橋源一）

建設部次長。

○建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅前周辺整備課長（鈴木 裕）

歩行者専用道路で最終的に完成するのは駅北線、この19ページの図面でいきますと、駅北線に接続する部分から高崎大代線まで全線歩行者専用道路として最終的には完成します。今現在、一部区画整理区域内の、要するに下半分ぐらいですか、その部分については車両を入れています、区画道路が完成していませんので、中にお住まいの区画整理区域内の地権者のお住まいの方々がこの道路しか接続できないので、今暫定的にこの道路を車両が入れる道路として使っていますが、区画道路がすべて完成すると、これは最終的に歩行者専用道路という形になります。



○議長（石橋源一）

板橋議員。

○9番（板橋恵一議員）

そういう説明が何で最初からできないんですか。これ見たらおかしいでしょう。違います。聞かれて説明するのと、事前にこれ先行投資して道路として認定してくださいということで議案として提出、提案されているんでしょう。部長。そんな難しい顔しないで。なぜ最初からこれ御説明ちゃんとしないんですか。説明さえちゃんとしていれば、皆さんから聞く疑問点が少なくなるんじゃないかと思う。それです。9メートルもある歩行者専用道路、その辺もう一度お聞きします。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤昇市）

ちょっと説明が不十分でございました。申しわけありませんでした。

○議長（石橋源一）

板橋議員。

○9番（板橋恵一議員）

やっぱり後づけというのは余りよくないですよ。先行き、これ起債なので相当の工事費用がかかるんでしょう。それで、今までの市役所に来る方が、あそこの石垣きれいだねと見ているやつをまた崩していく。そもそもそういうふうな都市計画の道路の線引きがおかしいんですよ。よく今都市計画道路の見直しだのって大分にぎわしておりますよね。それだったならば、もう少し線引きを直して変更して計画するというのを考えなかったんですか。

○議長（石橋源一）

建設部次長。

○建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅前周辺整備課長（鈴木 裕）

まず、この都市計画道路については、平成11年の区画整理立ち上げのときにすべての道路を都市計画決定して十分歩行者ネットワークとか、歩行者専用道路のルートを考えながらこの路線を決定したわけですが、部分的にお話ししますと、できるだけ民地に道路がかからないようにということがまず前提としてありました。したがって、市役所の中の敷地の中で確保できるような歩行者専用道路の設定をこの中でしてございます。それで、こういう形になったということがございますけれども、あくまでも多賀城駅からの顔となる歩行者専用道路、文化センターに向かう歩行者専用道路としてこういう路線決定をしたということで、若干の、先ほども申し上げましたが、若干路線の変更を一部考えてございまして、石垣にぶつからないようにですね。なるべくかけないようにということで路線変更していますが、基本的にはこの状態の路線でいきたいというふうに考えています。

○議長（石橋源一）

板橋議員。

○9 番（板橋恵一議員）

駅からの歩行者専用道路で顔だというけれども、必要ないでしょう、こんなの。わざわざ敷地を狭めて、今までの駐車場も少し狭くして。そういう市役所に御用足しに来る方々の利便性も考えてやっぱり計画というのは必要になってくるんじゃないですか。見ばえだけでやろうとしたって、何もそんな大したことないですよ。ちゃんと新しい道路整備されているんですから。これを歩行者専用道路を歩くと文化センターに近くて5分も10分も早く着くという、そういうことないでしょう。

もう計画したんだから、取り消しということはないとは思いますが、その辺でもう少し同じ仕事するんだったならば、多賀城市内の道路の整備というのはここに出てくるんじゃないですか。駅前の開発で駅前だけきれいにしたって、何ら起債が膨らむだけです。そうしたら、今道路非常に多賀城市内の市道が傷んでいるところ何ほどもありますよ。そういうところの整備というのを考えていないんですか。おかしいと思いますよ、これは。以上です。

○議長（石橋源一）

答弁はよろしいですね。（「はい」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。

この際討論を省略し直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、お昼の休憩といたします。

再開は午後1時です。

午後0時05分 休憩

---

午後1時00分 開議

○議長（石橋源一）

再開をいたします。

---

日程第 11 請願・陳情

○議長（石橋源一）

日程第 11、請願・陳情に入ります。

請願第 1 号 後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める請願を議題といたします。

本請願については、文教厚生常任委員長の報告を求めます。尾口好昭議員。

○文教厚生常任委員長（尾口好昭）

文教厚生常任委員会に付託されました請願審査を報告いたします。

本委員会に付託された請願は、審査の結果、下記のとおり決定いたしましたので、多賀城市議会会議規則第 78 条第 1 項の規定により報告いたします。

1. 審査事件は、後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める請願であります。

2. 審査の経過ではありますが、平成 22 年第 4 回定例会において本委員会に付託を受けた上記事件について、平成 23 年 1 月 21 日に委員会を開き審査をいたしました。

3. 請願の趣旨ではありますが、後期高齢者医療制度については、医療内容の低下、保険料の引き上げや年金からの天引きなど、高齢者の健康と暮らしに重大な影響を及ぼしている。よって、後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、もとの老人保健制度を復活させ、将来の医療制度の設計については、いつでも、だれでも、どこでも平等に受けられる持続可能な医療制度を改めて作り直すなど、下記意見書を政府へ提出するよう求めるものであります。

(1)後期高齢者医療制度は速やかに廃止し、もとの老人保健制度に戻すこと。

(2)保険料の負担増が生じないよう、国民健康保険への国庫負担金をふやすことなど必要な財政措置を講ずること。

(3)70 歳から 74 歳の高齢者の医療窓口負担を 1 割にすること。

(4)国庫負担をふやし、75 歳以上の高齢者の医療窓口負担をなくすこと。であります。

4. 審査の結果につきましては、後期高齢者医療制度については、廃止の上、新制度へ移行することで既に準備が進められています。また、老人保健制度の問題点を解決するため、後期高齢者医療制度に移行したことを思慮すると、もとの老人保健制度に戻すことでは根本的な解決には至らない。

75 歳以上の高齢者の医療費窓口負担をなくすことや、70 歳から 74 歳までは 1 割負担とすることについては、現役世代の収入が減ってきている状況下、世代間合意を得ることは難しいものと考えます。

以上の意見等が多数を占め、本請願は不採択とすべきものと決定しましたので、御報告を申し上げます。

○議長（石橋源一）

これをもって委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。それでは、本請願についての委員長報告は不採択でありますので、まず本請願に対する賛成討論の発言を許します。柳原議員。

○1番（柳原 清議員）

委員長報告に反対し、原案に賛成の立場から討論をいたします。

後期高齢者医療制度がなぜこれだけ高齢者の怒りを呼んでいるのか、この制度の本質は何かと言えば、高齢者を年齢で区別し劣悪の医療保険に困り込むというところにありまして、高齢者の負担はふえ、受けられる医療は制限されるなど世界に例のないば捨て山とも呼ばれる差別制度であるからであります。

政府の考えている新制度も、高齢者を国保に集めて別勘定の制度をつくるもので、その本質は何ら変わるものではありません。そして、現政権は後期高齢者医療制度の廃止を公約にして政権についたのであり、即時廃止を国民は期待をしたのであります。廃止してもとの医療制度に戻すことは国民の民意、市民の願いであり当然のことであると考えます。

また、国民皆保険制度を守るためという理由で導入された後期高齢者医療制度ですが、その実態はきちんと保険料を納めていた高齢者が一気に後期高齢者医療制度に移ったために、国保財政破綻を早めたことは明らかであります。

また、高齢者にとって重い窓口負担は、病院に行きたくてもお金のことを考えて受診をためらう方もおり、受診のおくれから重症化を招く懸念がありますので、窓口負担軽減は極めて重要であると思います。これらは政府の公約でありました国庫負担を8,500億円ふやすということが実行されれば十分可能であると考えます。

以上、本請願の趣旨を御理解いただき、御賛同をお願いいたしまして原案に賛成の討論といたします。

○議長（石橋源一）

次に、本請願に対する反対討論の発言を許します。米澤議員。

○5番（米澤まき子議員）

付託された案件についての審査は、委員長が紹介議員に対して補足説明等を求め、会議を進めてまいりました。その結果、各委員から十分な審議を得てその結果、付託された本件については不採択と決定いたしましたので、委員長の報告どおり原案に反対、委員長報告に賛成とさせていただきます。以上です。

○議長（石橋源一）

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石橋源一)

これをもって討論を終結といたします。

これより請願第1号を採決いたします。

本請願についての委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

請願第1号を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。繰り返します、本請願を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

○議長(石橋源一)

はい、よろしいです。起立少数であります。

よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

陳情第1号 患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書採択に関する陳情

陳情第2号 経費節減についての一例

以上、2件の陳情が提出されておりますので、その写しを配付いたしました。

この際、朗読は省略いたします。

以上で陳情の報告といたします。

---

日程第12 閉会中の継続調査について

○議長(石橋源一)

日程第12、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

閉会中の継続調査については、議会運営委員長から会議規則第63条の規定に基づき、お手元に配付している事件について、平成23年4月30日まで、閉会中の継続調査としたい旨申し出がありました。

お諮りいたします。本件については、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石橋源一)

御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

---

○議長(石橋源一)

次に、各組合等議会の報告をいたします。

各組合等議会の報告は、お手元に配付した文書のとおりであります。

この際、朗読は省略をいたします。

これをもって各組合等議会の報告を終わります。

---

○議長（石橋源一）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。

これにて平成 23 年第 1 回多賀城市議会定例会、議員定数 22 人をもって審議をしまいいりました定例会を閉会とさせていただきます。

御苦労さまでございました。

午後 1 時 12 分 閉会

---

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 23 年 3 月 10 日

議 長 石 橋 源 一

署名議員 雨 森 修 一

同 板 橋 恵 一